

「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第十条第二項に規定する
提案書の様式を定める規則」の一部改正について

1 改正概要

行政手続等のデジタル化を推進することで県民等の負担を軽減し、利便性の向上を図るため、国における押印見直しの取組及び見直し結果等を踏まえ、千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第十条第二項に規定する提案書の様式を定める規則で規定する食品等の安全・安心の確保に関する施策の提案書（別記様式）の押印を廃止する。

2 改正内容

㊦を削り、同様式の備考2を削り、同様式の備考1を同様式の備考とする。

3 施行期日

令和3年10月1日